

令和元年10月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

各宛て

神戸市会議長 安達和彦

### 臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって、以前は薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われています。一方で、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は、臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっています。

こうした中、平成20年5月、国際移植学会は、各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきことをうたった「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行いました。また、イスラエル、スペイン及び台湾などでは、臓器売買に加え臓器移植ツーリズムが法律で禁止されるなど、諸外国等では法整備が進められています。

このような動きが、我が国における平成21年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、脳死下での臓器提供者は年々増加しているものの、公益社団法人日本臓器移植ネットワークの発表によると平成30年の臓器提供件数は97例にとどまっており、いまだ臓器提供数が必要数を大きく下回っています。その理由としてドナー数と臓器提供施設数が少ないことが指摘されており、対策が急務です。

よって、国におかれては、臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項を実現するよう強く要望します。

## 記

1. ドナー数を増やすため、国民が命の大切さについて考える中で、臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう、臓器移植の更なる啓発に努めること。
  2. 臓器提供施設数を増やすため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
  3. 臓器提供についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かい対応が可能となるよう、臓器移植コーディネーターの確保を支援すること。
  4. 臓器摘出手術から搬送までを担う移植実施施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
  5. 諸外国等における臓器移植の実態や課題等を調査し、その対策を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。